

⑦ 野焼きは禁止されています

問 環境政策課(内線 125) 笠間支所地域課(内線 72115) 岩間支所地域課(内線 73115)

「野焼き」とは、ごみを野外で燃やす行為のことで、農業や林業を営むためのやむを得ない焼却などの一部例外を除き、法律で禁止されています。

「けむたくて窓が開けられない」「洗濯物が干せない」など多くの苦情が寄せられていますので、少量であっても、ごみは適正に処分しましょう。

なお、例外とされる行為であっても、周辺地域の生活環境への影響が著しいものは指導の対象となる場合がありますので、次のことに配慮していただくようお願いします。

- ・火を付けたら火元から離れない
- ・強風時は避け、風向き、時間帯を考慮する
- ・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめる
- ・事前に近隣への声かけなどを行い、相互理解を図る

※地域の生活環境への配慮をお願いします。

⑧ 使用済みの食用油(植物油)を回収しています

問 資源循環課(内線 128) 笠間支所地域課(内線 72115) 岩間支所地域課(内線 73115)

市では、家庭でいらなくなった廃食用油(植物油)を回収してさまざまな施設で活用しています。廃食用油はペットボトルに入れ、漏れないようにキャップを閉めてお持ちください。

回収場所 本所 資源循環課、笠間支所 地域課、岩間支所 地域課

※平日(午前8時30分～午後5時15分)のみの受け付けとなります。

回収方法 回収場所に直接お持ちください。

[○] 回収できる油		[×] 回収できない油	
サラダ油・菜種油(キャノーラ油)・ コーン油・紅花油(サフラワー油)・ ヒマワリ油・綿実油・ゴマ油・落花 生油・こめ油・オリーブオイル	植物油	鉱物油(エンジンオイル等)	鉱物油
		牛油・豚油(ラード)・魚油	動物油
		ヤシ油・パーム油・ショートニング	植物油

【廃食用油の出し方の注意】

- ・回収容器(ペットボトル)は事前に内部を洗浄し、油かす等はできる限り取り除き、よく乾かしてください。回収できる油以外の油は混ぜないでください。
- ・回収容器は返却しませんので、ご注意ください。
- ・未開封の食用油は、そのままの容器でお持ちください。
- ・回収対象は一般家庭からの廃食用油のみです。事業所(飲食店含む)は専門業者にご相談ください。
- ・廃食用油を凝固剤などで固めたものはお預かりできません。

⑨ 令和5年度 クリーン作戦を実施します

問 資源循環課(内線 129)

令和5年度のクリーン作戦は、下記日程で実施します。

住みよいまちづくりのために、皆様のご協力をお願いします。

実施日 6月4日(日)、11月26日(日)、令和6年3月3日(日)